

(理事会) 議案第1号

(評議員会) 報告第1号

財団法人石川県教職員互助会運営規程の一部を改正する規程について

財団法人石川県教職員互助会運営規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成21年2月9日

財団法人石川県教職員互助会  
理事長 中西吉明

財団法人石川県教職員互助会運営規程（昭和47年財団法人石川県教職員互助会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

（掛金の免除）

第5条の2 次の区分により、規則第3条の規定にかかわらず、掛金を免除する。

区 分	免除する期間
育児休業の承認を受けることとなった会員（育児短時間勤務及び部分休業の承認を受けることとなった会員を除く。）	育児休業の承認を受けた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで
心身の故障により休職を命ぜられ、給料の支給が停止された会員	給料の支給が停止された日の属する月から復職又は退職する日の翌日の属する月の前月まで

第6条第2項中「10分の3」を「10分の3.5」に、「10分の1」を「10分の0.3」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

財団法人石川県教職員互助会運営規程新旧対照表

改 正 案	現 行						
<p>(掛金の免除)</p> <p>第5条の2 <u>次の区分により、規則第3条の規定にかかわらず、掛金を免除する。</u></p> <table border="1" data-bbox="272 618 820 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="272 618 549 676">区分</th> <th data-bbox="549 618 820 676">免除する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="272 676 549 1025"> <u>育児休業の承認を受けることとなった会員</u>  <u>(育児短時間勤務及び部分休業の承認を受けることとなった会員を除く。)</u> </td> <td data-bbox="549 676 820 1025"> <u>育児休業の承認を受けた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1025 549 1317"> <u>心身の故障により退職を命ぜられ、給料の支給が停止された会員</u> </td> <td data-bbox="549 1025 820 1317"> <u>給料の支給が停止された日の属する月から復職又は退職する日の翌日の属する月の前月まで</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	免除する期間	<u>育児休業の承認を受けることとなった会員</u> <u>(育児短時間勤務及び部分休業の承認を受けることとなった会員を除く。)</u>	<u>育児休業の承認を受けた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで</u>	<u>心身の故障により退職を命ぜられ、給料の支給が停止された会員</u>	<u>給料の支給が停止された日の属する月から復職又は退職する日の翌日の属する月の前月まで</u>	<p>(掛金の免除)</p> <p>第5条の2 <u>所属する団体から育児休業の承認を受けることとなった会員</u>  <u>(育児短時間勤務及び部分休業の承認を受けることとなった会員を除く。)</u> <u>は、規則第3条の規定にかかわらず、その承認を受けた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間にかかる掛金を免除する。</u></p>
区分	免除する期間						
<u>育児休業の承認を受けることとなった会員</u> <u>(育児短時間勤務及び部分休業の承認を受けることとなった会員を除く。)</u>	<u>育児休業の承認を受けた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで</u>						
<u>心身の故障により退職を命ぜられ、給料の支給が停止された会員</u>	<u>給料の支給が停止された日の属する月から復職又は退職する日の翌日の属する月の前月まで</u>						
<p>(掛金区分)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 掛金のうち、<u>10分の3.5</u>を短期掛金とする。ただし、社会保険料控除適用事業にかかる掛金は、<u>10分の0.3</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(掛金区分)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 掛金のうち、<u>10分の3</u>を短期掛金とする。ただし、社会保険料控除適用事業にかかる掛金は、<u>10分の1</u>とする。</p> <p>3 略</p>						

(理事会) 議案第2号

(評議員会) 報告第2号

財団法人石川県教職員互助会給付規程の一部を改正する規程について

財団法人石川県教職員互助会給付規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成21年2月9日

財団法人石川県教職員互助会

理事長 中西吉明

財団法人石川県教職員互助会給付規程の一部を改正する規程

財団法人石川県教職員互助会給付規程(昭和47年財団法人石川県教職員互助会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「8,000円」を「10,000円」に改める。

第11条の表中「会員の被扶養者が」を「会員の被扶養者である「氏」を同じくする親又は会員の被扶養者である子が」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

風・水・震・火災その他非常災害により、会員の住居(職員宿舎、借家、間借等を除く。)又は家財に公立学校共済組合の災害見舞金附加金の給付対象となる損害と同等の損害を受けたときは、50,000円の災害見舞金を給付する。

第14条第2項中「8,000円」を「10,000円」に改める。

第14条の2中「1,000円」を「700円」に改める。

第17条第1項の表中「その他の家族」を「会員の被扶養者でない「氏」を同じくする親又は会員の被扶養者でない子」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

様式第5号を次のように改める。

様式第5号

無給与休職者見舞金請求書

団体名	教職互助	所属所コード	所属所名
		会員番号	会員氏名
傷病名			
無給になった日 平成 年 月 日			
給料		級号給	給料の月額 円
請求の基礎となる期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
請求金額 円		決定金額 円	
積算の根拠			
上記のとおり請求します。 財団法人石川県教職員互助会理事長 殿 平成 年 月 日 所属所名 住 所 請求者 職 名 氏 名			
上記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 所属所名 所属所長 職 氏 名			所属所受付印

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の第7条第2項、第14条第2項及び第14条の2の規定は、平成21年2月以降の診療分に係る医療補助金から適用する。
- この規程の施行の日の前日において、改正前の第11条、第12条第1項、第17条第1項及び第19条に規定する給付の要件に該当する者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

財団法人石川県教職員互助会給付規程新旧対照表

改 正 案	現 行
(医療補助金) 第7条 略 2 前項の医療補助金は、次の式により算出した額を給付する。ただし、公立学校共済組合員でない会員の被扶養者に対する医療補助金は、次の式の公立学校共済組合等家族療養費附加金相当額を除外し算出する。	(医療補助金) 第7条 略 2 前項の医療補助金は、次の式により算出した額を給付する。ただし、公立学校共済組合員でない会員の被扶養者に対する医療補助金は、次の式の公立学校共済組合等家族療養費附加金相当額を除外し算出する。

財団法人石川県教職員互助会給付規程新旧対照表

改 正 案	現 行																												
<p>医療費×3/10－公立学校共済組合等家族療養費附加金相当額－<u>10,000円</u></p> <p>3 略</p> <p>(死亡弔慰金)</p> <p>第11条 会員が公務によらないで死亡したとき及び会員の被扶養者が死亡したときは、次の区分により死亡弔慰金及び献花料を給付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>弔 慰 金</th> <th>献 花 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員が死亡したとき</td> <td>300,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>会員の被扶養者である配偶者が死亡したとき</td> <td>200,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>会員の被扶養者である「氏」を同じくする親又は会員の被扶養者である子が死亡したとき</td> <td>30,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(災害見舞金)</p> <p>第12条 風・水・震・火災その他非常災害により、会員の住居（<u>職員宿舎、借家、間借等を除く。</u>）又は家財に公立学校共済組合の災害見舞金附加金の給付対象となる損害と同等の損害を受けたときは、<u>50,000円</u>の災害見舞金を給付する。</p> <p>2 略</p> <p>(医療補助金)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の医療補助金は、次の式により算出した額を給付する。ただし、公立学校共済組合員でない会員の被扶養者に対する医療補助金は、次の式の公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額を除外し算出する。</p> <p>医療費×3/10－公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額－<u>10,000円</u></p> <p>3 略</p>	区 分	弔 慰 金	献 花 料	会員が死亡したとき	300,000円	20,000円	会員の被扶養者である配偶者が死亡したとき	200,000円	20,000円	会員の被扶養者である「氏」を同じくする親又は会員の被扶養者である子が死亡したとき	30,000円	—	<p>医療費×3/10－公立学校共済組合等家族療養費附加金相当額－<u>8,000円</u></p> <p>3 略</p> <p>(死亡弔慰金)</p> <p>第11条 会員が公務によらないで死亡したとき及び会員の被扶養者が死亡したときは、次の区分により死亡弔慰金及び献花料を給付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>弔 慰 金</th> <th>献 花 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員が死亡したとき</td> <td>300,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>会員の被扶養者である配偶者が死亡したとき</td> <td>200,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>会員の被扶養者 が死亡したとき</td> <td>30,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(災害見舞金)</p> <p>第12条 風・水・震・火災その他非常災害により、会員の住居（<u>ただし職員宿舎、借家、間借等を除く。</u>）又は家財に損害を受けたときは、その損害の程度に応じ次の区分により災害見舞金を給付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損 害 の 程 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(医療補助金)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の医療補助金は、次の式により算出した額を給付する。ただし、公立学校共済組合員でない会員の被扶養者に対する医療補助金は、次の式の公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額を除外し算出する。</p> <p>医療費×3/10－公立学校共済組合等一部負担金払戻金相当額－<u>8,000円</u></p> <p>3 略</p>	区 分	弔 慰 金	献 花 料	会員が死亡したとき	300,000円	20,000円	会員の被扶養者である配偶者が死亡したとき	200,000円	20,000円	会員の被扶養者 が死亡したとき	30,000円	—	損 害 の 程 度	金 額	略	
区 分	弔 慰 金	献 花 料																											
会員が死亡したとき	300,000円	20,000円																											
会員の被扶養者である配偶者が死亡したとき	200,000円	20,000円																											
会員の被扶養者である「氏」を同じくする親又は会員の被扶養者である子が死亡したとき	30,000円	—																											
区 分	弔 慰 金	献 花 料																											
会員が死亡したとき	300,000円	20,000円																											
会員の被扶養者である配偶者が死亡したとき	200,000円	20,000円																											
会員の被扶養者 が死亡したとき	30,000円	—																											
損 害 の 程 度	金 額																												
略																													



(理事会) 議案第3号

(評議員会) 報告第3号

財団法人石川県教職員互助会預金規程の一部を改正する規程について

財団法人石川県教職員互助会預金規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成21年2月9日

財団法人石川県教職員互助会  
理事長 中西吉明

財団法人石川県教職員互助会預金規程(昭和63年財団法人石川県教職員互助会規程第8号)の一部を次のとおり改正する。

第8条中「0.27%」を「0.2%」に改める。

附 則

この規程は、平成21年3月6日から施行する。

財団法人石川県教職員互助会預金規程新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(預金の利率) 第8条 預金の利率は、年 <u>0.2</u> %の 半年複利とする。ただし、金融情勢に より金利に変動があるときは、協定書 第5条によりこれを変更することがで きる。	(預金の利率) 第8条 預金の利率は、年 <u>0.27</u> %の 半年複利とする。ただし、金融情勢に より金利に変動があるときは、協定書 第5条によりこれを変更することがで きる。